平成２６年（再イ）第２２８号
神奈川県藤沢市用田474番地の25
再生債務者　水上　広伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第５９号
広島市東区光町１丁目11番24―606号
再生債務者　福馬　千穂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年３月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第４号
長野県飯田市滝の沢6991番地145
再生債務者　松下　伸春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（再イ）第２３１号
横浜市鶴見区小野町24番地３
再生債務者　知念　孝典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１０２号
堺市中区小阪204番地16
再生債務者　福原　教弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第７号
北海道北見市常呂町字土佐１番地35　西町第１団地2040号
再生債務者　長谷川貴光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日　釧路地方裁判所網走支部

平成２６年（再イ）第７２号
愛知県知立市牛田町コネハサマ38番地19
再生債務者　田中　道康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２６年（再イ）第４３８号
大阪市浪速区幸町１丁目３番13―601号
再生債務者　菊池　貞則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３０号
北海道河東郡音更町宝来西町南２丁目１番地９
再生債務者　伊藤　美和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２６年（再イ）第３８号
茨城県水戸市大串町766番地の２、開始決定時の住所茨城県水戸市吉沼町1765番地の４　ボーアヴニールＢ棟101号
再生債務者　宮部　知宏（旧姓大和田）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
水戸地方裁判所

平成２６年（再イ）第３３号
石川県白山市上野町イ111番地
再生債務者　中川　浩樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日
金沢地方裁判所

平成２６年（再イ）第１８４号
名古屋市天白区池場５丁目1714番地
再生債務者　井村　　康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第４４号
神奈川県座間市南栗原４丁目９番30―106号　ダイアパレスかしわ台
再生債務者　森田　勝幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第３７号
三重県津市高茶屋２丁目27番２号
再生債務者　山口　利幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月８日　　津地方裁判所再生係

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　山本　紀明
登録番号　11817
事 務 所　愛知県名古屋市東区山口町11―７　山本法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成27年３月28日

平成27年４月６日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　髙木　康次
登録番号　19099
事 務 所　愛知県名古屋市東区泉１―11―６　丸川ビル１階　髙木康次法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成27年３月28日

平成27年４月６日　　日本弁護士連合会

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項によりなお効力を有するものとされた、同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう。）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　三井物産連合企業年金基金
２．事務所の所在地　東京都千代田区神田小川町１丁目７番地小川町メセナビル９階
３．理事長の氏名及び住所　香川　幸之　東京都千代田区神田小川町１丁目７番地小川町メセナビル９階